

November 7, 2025

## 産業災害に関する発注者の責任が否定された判決のご紹介

### - 産業安全保健法第63条但書

産業安全保健法は、第63条において、関係請負人（請負が数次にわたり締結された場合に、各段階ごとに請け負った全ての事業主）の勤労者が発注者の事業場で作業を行う場合、発注者は自らの勤労者と関係請負人の勤労者の産業災害を予防するための安全措置及び保健措置を講じなければならないと規定しています。したがって、原則として発注者は、発注者の事業場で関係請負人の勤労者が作業を行う場合、関係請負人の勤労者に対し安全措置及び保健措置を講じる義務を負います。

しかし、例外があり、保護具着用の指示など、関係請負人の勤労者の作業行動に関する直接的な措置については、発注者は関係請負人の勤労者に対し安全措置及び保健措置を講じる義務を負いません。これは、発注者においては、関係請負人の具体的な作業方式やその作業方式に必要な安全措置・保健措置について具体的かつ詳細に把握していない点を反映したものです。

例えば、建物の新築工事現場で電気配線作業に係る請負契約が締結されたとすれば、発注者は電気配線作業を行う際の安全な作業方式や必要な安全措置を具体的に把握していないため、その作業に関する専門家である請負人が安全措置を講じるよう定めているものです。なお、このような場合でも、作業場所周辺の安全など「勤労者の作業行動に関する直接的な措置」ではなく、一般的な安全に関する事項については、発注者が安全措置及び保健措置を講じる義務を負います。

大法院も同様の趣旨の判示をしています。大法院は、2023・12・14言渡2023ド7386判決において、発注者は事業場全般の安全な作業環境構築のために管理・監督する義務を負うこと、発注者は関係請負人が担当する個別作業に関する作業計画を策定する義務がないこと、作業計画書の作成、管理・監督義務は請負人の安全措置義務にあたることなどを根拠に、発注者は作業計画書の作成義務を負わないと判断した第一審及び第二審判決が正当であると判示しました。

このような趣旨は、下級審法院の判例を通じても確認されています。

① 全州地方法院群山支院は、2025・5・16言渡2023ゴ単1699判決において、発注者が下水

管渠設置作業を発注した事案において、産業安全保健法第63条但書に基づいて「管理監督者に相当する作業班長をして、安全な作業方法を決定し作業を指揮する業務を行わせるべき義務者は、請負人である」と判断しました。

- ② 昌原地方法院は、2024・9・13言渡2023ノ2417判決において、関係請負人の勤労者である穿孔機オペレーターが運転位置を離れる場合に必要な措置を定め、これを履行させる義務は、産業安全保健法第63条但書に基づき、発注者が負うべき義務ではないと判断しました。
- ③ 大邱地方法院は、2024・6・5言渡2023ゴ単495判決において、伐木工事において、浮石の存在やその除去、或いは伐木の放棄などの処理方法は、現場の状況に応じて判断して処理すべきであるため、伐木工事を発注した発注者に浮石の存在やその除去、或いは伐木の放棄などの処理方法に関する安全措置を講じる義務はないと判断しました。
- ④ 春川地方法院は、2022・1・21言渡2021ノ640判決において、工場設備の交換を発注した発注者は、作業足場を設置して墜落を防止する安全措置を講じる義務を負わないと判断し、その根拠として、設備の解体及び組立過程において、作業段階によって一時的に墜落の危険が発生する可能性があるものと見られ、請負人が決定する作業方法によって墜落の危険を防止する方法も異なるものと見られる点を挙げました。

発注者の事業場、とりわけ発注者の工事現場で産業災害が発生した場合、捜査機関は事業場と工事現場全体を支配・管理する発注者の注意義務違反に焦点を当てて捜査を進めることが一般的です。しかしながら、発注者が関係請負人の勤労者に対して事業主と同一の注意義務を負うわけではなく、作業の特殊性が反映されるべき安全措置については発注者が義務を負わない場合があります。したがって、捜査の初期段階から捜査機関が問題視する注意義務違反が発注者の責任範囲に含まれるか否かを十分に弁論すれば、初期段階で捜査が終結する可能性もあるため、捜査初期に関連事実関係及び法律関係を綿密に分析し、一貫して対応することが求められ、公判段階においても上記争点を適切に強調して弁論する必要があります。

\* \* \*

法務法人（有限）太平洋では、業界初となる産業安全 TFT の運営を通じて、多様な業務経験とノウハウを蓄積してまいりました。とりわけ、産業安全事故への対応及びコンプライアンス助言分野において卓越した専門性と豊富な実務経験を有しています。

法務法人（有限）太平洋は、重大災害処罰法の施行を受け、既存の産業安全 TFT を重大災害予防・対応 TFT へと拡大・再編し、重大災害処罰法令内容の分析、コンプライアンスシステムの構築・点検、重大災害事件の捜査対応などに関する総合アドバイスを提供するなど、多くの実績を有しています。これに関するお問い合わせがございましたら、遠慮なくお申し付けください。

## 関連構成員

---

### 高範碩（コ・ボムソク）

弁護士

T 02.3404.1999

E bomsok.ko@bkl.co.kr

### 金泰珍（キム・テジン）

弁護士

T 02.3404.0482

E taejin.kim@bkl.co.kr

法務法人（有限）太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人（有限）太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。